

## 第6章 市民及び事業所の果たすべき役割

大規模な地震等の災害が発生した場合、市及び防災関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界があり、被害の軽減のためには、市民の相互協力による防災活動が重要となる。

市民及び事業所は、法第7条「住民等の責務」に基づき、次に示すように、積極的に災害防止に努めるものとする。

### 1 市民の果たすべき役割

「自らの安全は自らで守る。」という防災の基本にたつて、市民はその自覚を持ち、平常時より、食料や水等の備蓄、家具転倒防止など、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るように行動し、初期消火、近隣の負傷者・要援護者への援助、避難所の自主的運営のほか、防災関係機関が行う防災活動との連携・協力を努めるものとする。

### 2 事業所の果たすべき役割

従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった災害時に果たすべき役割を十分に認識し、平常時より、防災体制の整備や防災訓練の実施等を実践するとともに、災害時には地域に対する防災活動への積極的な協力を努めるものとする。